

## 令和3年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年11月22日（月） 午前9時から午前10時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

### 推進委員

出	有馬 研一	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	鶴田 勉
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	欠	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	立元 和揮	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	楠園 隆幸		

### 4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明  
かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

### 5 事務局職員

局 長 西迫 博  
次長兼農地係長 下原 隆二  
振興係長 井手口 剛  
主 査 関口 実  
主 査 池畑 信幸  
主 査 下仮屋 重博  
主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）  
主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）  
主任主事 柳井谷 晃志（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

[その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 有村 隆 委員 ・ 榎原 辰夫 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第8回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年11月22日(月) 開会 午前9時 閉会 午前10時10分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第8回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、ありません。

出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、川崎委員の1名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号

11番の有村委員と、12番の榎原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第65号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第65号、1頁から36頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和3年11月24日です。合計面積は、9万9千756㎡、うち更新分3万8千3㎡、内訳、田2万1千714㎡、畑6万5千493㎡、樹園地1万2千549㎡です。利用権を設定する者35人、設定を受ける者29人です。始期は、いずれも令和3年12月1日です。期間は、1年、3年、5年、6年、7年、10年です。

次の3頁から21頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4頁の3番までは設定期間が1年です。3頁1番2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で再設定。

次の4番から5頁5番までは、設定期間が3年です。4頁4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で新規設定。

次の6番から9頁13番までは、設定期間が5年です。5頁6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、7番8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番10番は、使用貸借権で新規設定。

次に、8頁、11番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番は、使用貸借権で再設定。

次の14番から14頁22番までは、設定期間が6年です。9頁14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番24番は、設定期間が7年で、使用貸借権で新規設定。

次に、15頁、次の25番から21頁36番までは、設定期間が10年です。15頁25番26番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番は、賃借権で新規設定。28番は、使用貸借権で新規設定。

次に、17頁、29番30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番34番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、35番は、賃借権で再設定。36番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から21頁までの合計36件の利用権設定ですが、8頁、11番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

8頁、11番について事務局の説明をお願いします。

井手口 8頁の11番は、借人福元副会長が代表を務める法人が、賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る8頁、11番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長の案件は、許可と決定いたしました。

次に、残りの35件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、22 頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、22 頁から 26 頁です。22 頁で説明します。

公告年月日は令和 3 年 11 月 24 日、合計面積は、1 万 6 千 186 m<sup>2</sup>です。うち、田 2 千 475 m<sup>2</sup>、畑 1 万 3 千 711 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 7 人、所有権の移転を受ける者 6 人です。

次の 23 頁 1 番から 26 頁 7 番までは、全て所有権移転協議成立したのですが、25 頁 5 番と 6 番が議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 7 件ですが、25 頁、5 番が議事参与の制限にあたりますので、泊委員に退席をいただき、審議します。

(泊委員：退席)

25 頁、5 番について事務局の説明をお願いします。

井出口 25 頁の 5 番は、渡人の泊委員が、所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 泊委員に係る 25 頁、5 番の所有権移転協議成立の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(泊委員：着席)

泊委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

議 長 次に、6 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

6 番について事務局の説明をお願いします。

井出口 25 頁の 6 番は、受人福元副会長が代表を務める法人が、所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 25 頁、6 番の所有権移転協議成立の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの所有権移転協議成立 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、27 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、27 頁から 36 頁です。27 頁で説明します。

公告年月日は、令和 3 年 11 月 24 日です。合計面積は、6 万 636.7 m<sup>2</sup>で、うち、田 8 千 580 m<sup>2</sup>、畑 5 万 2 千 56.7 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者 14 人、利用権の設定を受ける者 13 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 3 年 12 月 1 日で、設定期間は 5 年、10 年です。

28 頁をご覧ください。1 番から 30 頁 4 番までは、設定期間が 5 年です。28 頁 1 番は使用貸借権。2 番は、賃借権。

次に、29 頁、3 番は、賃借権。4 番は、使用貸借権。

次に、30 頁、次の 5 番から 36 頁 15 番までは、設定期間が 10 年です。30 頁 5 番は、賃借権。

次に、31 頁、6 番 7 番は、賃借権。

次に、32 頁、8 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。9 番は、賃借権。

次に、33 頁、10 番 11 番は、賃借権。

次に、34 頁、12 番 13 番は、賃借権

次に、35 頁、14 番は、賃借権。15 番は、使用貸借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、28 頁から 36 頁までの合計 15 件の中間管理権設定ですが、32 頁、8 番が議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席をいただき、審議します。

(新原委員：退席)

32 頁、8 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 32 頁の 8 番は、借人新原委員が、賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新原委員に係る 32 頁、8 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 14 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、37 頁、議案第 66 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 66 号、37 頁から 45 頁です。今回は、所有権移転 29 件、使用貸借権 1 件、地上権設定 9 件です。

初めに、37 頁です。1 番は、田 1 千 720 m<sup>2</sup>の贈与です。2 番は、畑 4 千 426 m<sup>2</sup>の売買です。3 番は、畑 5 千 946 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、次の頁にかけて、畑 9 千 33 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、38 頁、5 番は、畑 1 千 135 m<sup>2</sup>の売買です。6 番は、田 783 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、田 2 千 890 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、次の頁にかけて、畑 433 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、39 頁、9 番は、畑 2 千 677 m<sup>2</sup>の売買です。10 番は、畑 949 m<sup>2</sup>の売買です。11 番は、畑 3 千 8 m<sup>2</sup>の売買です。12 番は、畑 2 千 791 m<sup>2</sup>の売買です。13 番は、次の頁にかけて、畑 369 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、40 頁、14 番は、畑 2 千 138 m<sup>2</sup>の売買です。15 番は、田 1 千 241 m<sup>2</sup>の贈与です。16 番は、田 1 千 208 m<sup>2</sup>の売買です。17 番は、田 2 千 548 m<sup>2</sup>、畑 5 千 27 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、41 頁、18 番は、畑 121 m<sup>2</sup>の売買です。19 番は、畑 101 m<sup>2</sup>の売買です。20 番は、畑 189 m<sup>2</sup>の売買です。21 番は、畑 6 千 182 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、42 頁、22 番は、畑 859 m<sup>2</sup>の売買です。23 番は、畑 800 m<sup>2</sup>の売買です。24 番は、田 1 千 197 m<sup>2</sup>の贈与です。25 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。26 番は、田 821 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、43 頁、27 番から 44 頁 35 番までは、10 年間の地上権設定で、5 条申請と関連です。

次に、44 頁、次の 36 番から 45 頁の 39 番までは、すべて記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明しましたが、42 頁、25 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき、審議します。

(福元副会長：退席)

42 頁、25 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 42 頁の 25 番は、受人福元副会長が、所有権移転の贈与を受けるもので、農地法第 3 条の要件を満たしていると考えます。

議 長 福元副会長に係る 42 頁、25 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は許可と決定しました。

次に、調査がなされていますので、44 頁、36 番から 45 頁、39 番までを泊委員に、報告をお願いします。

泊 議席番号 16 番の泊です。去る 11 月 12 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、44 頁の 36 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘しょを作付けするとのことでした。

次に、45 頁の 37 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には季節の野菜を作付けするとのことでした。

次に、38 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、令和 4 年 3 月に定年退職することから農業開始の準備を始めるもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地は、甘しょを作付けし、すでに所有する山林で行う林業との兼業農家として経営することを目指すとのことでした

次に、39 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、借り受ける農地は、兄弟から管理を頼まれ米を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 38 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、46 頁、議案第 67 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 67 号、46 頁です。今回は 1 件となっています。1 番は、貸駐車場、貸資材置場を整備するもので、農地区分は 1 の 5 です。以上です。

議 長 ただいま、説明がありました許可申請 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、47 頁、議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を



議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 68 号、47 頁から 55 頁です。今回は、31 件です。

47 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、48 頁、4 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

5 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

6 番は、建売分譲を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、49 頁、次の 7 番から 55 頁 31 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、49 頁、7 番から、10 番までを蔵ヶ崎委員に、50 頁、11 番から、14 番までを細川委員に、51 頁、15 番から、52 頁、18 番までを入佐委員に、52 頁、19 番から、53 頁、22 番までを松元委員に、53 頁、23 番から、25 番までを田中委員に、54 頁、26 番から、29 番までを田村委員に、55 頁、30 番を寺下委員に、31 番を本田委員に、報告をお願いします。

蔵ヶ崎 議席番号 13 番の蔵ヶ崎です。去る 11 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、49 頁の 7 番ですが、申請地は輝北総合支所の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に、自身が経営する建設業の法人に貸し付ける貸駐車場及び貸工事現場プレハブ置場を整備する計画です。申請地は、輝北総合支所の周囲 500m 以内の区域内に位置することから、第 2 種農地の許可要件である「500m 以内農地」に該当すると判断しました。

次に 8 番ですが、申請地は吉ヶ別府運動公園の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内で建設業を営む法人で、申請地に車庫・倉庫及び通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 9 番ですが、申請地は 8 番の申請地に隣接し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自身が経営する建設業の法人に貸し付けるための貸資材置場・駐車場及び通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当

しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は昭栄自治公民館の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び自家用車カーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、7番から10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

細川 推進委員の細川です。去る11月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、50頁の11番ですが、申請地は申良平和公園の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地と判断されます。申請者は市内で農業を営む方で、申請地に牛舎・農業用機械・農業用資材・置場・堆肥舎及びわら置場を整備する計画です。転用する施設が農業用施設であることから、農用地区域内農地の許可要件である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、譲渡人の夫が昭和52年頃から施設整備を行っていたことから、始末書を添付して申請を行うものです。

次に12番ですが、申請地は旭原郵便局の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市外で不動産を営む法人で、申請地に建築条件付土地（3区画）及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は鹿屋東中学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市外で自動車販売業を営む法人で、申請地に車両置場を整備する計画です。申請地の面積が787㎡で既存施設の面積4,412.27㎡の2分の1を超えないことから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は玉山神社の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため第2種農地と判断されます。申請者は市外で不動産を営む法人で、申請地に建売住宅（1棟）を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接す

る場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、進入通路が必要なことから、理由書が添付されております。

以上、11番から14番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

入 佐 推進委員の入佐です。去る11月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、51頁の15番ですが、申請地は大始良出張所の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅（6棟）及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に16番ですが、申請地は湯遊ランドあいらの東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地にトラクター等の駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、既に砂利を敷いて整地していることから、始末書を添付して申請を行うものです。

次に17番ですが、申請地は下名東地区ふれあいセンターの北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、自宅への進入路を拡幅するために、申請地を道路として利用する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、既に道路として整備していることから、始末書を添付して申請を行うものです。

次に52頁の18番ですが、申請地は17番の申請地に隣接し、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、15番から18番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る11月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、52頁の19番ですが、申請地は川東多目的運動広場の西に位置し、申請地付近は、

10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、進入通路を拡幅する必要があることや家庭菜園を行うことから、理由書が添付されております。

次に20番ですが、申請地は笠野原小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に21番ですが、申請地は鹿屋市文化会館の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅（9棟）及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に53頁の22番ですが、申請地は県営住宅大浦団地の南西に位置し、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内で塵芥処理業を営む法人で、申請地に木材・廃木材置場及び土砂置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、19番から22番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 中 議席番号9番の田中です。去る11月10日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

53頁の23番から25番まで、併せて報告いたします。申請地は、鹿屋申良JCTの北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、茶の栽培を行うものです。転用の期間は営農者が認定農業者であるため、10年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、既に完成した施設

の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、23番から25番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号10番の田村です。去る11月10日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

54頁の26番から29番まで、併せて報告いたします。申請地は、東原ICの東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、26番から29番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

寺 下 議席番号3番の寺下です。去る11月11日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

55頁の30番ですが、申請地は、畜産環境センターの北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、30番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

本 田 議席番号18番の本田です。去る11月11日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

55頁の31番ですが、申請地は永小原町で、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、31番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました、許可申請31件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、56頁、議案第69号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第69号、56頁から64頁です。56頁の右下の表をご覧ください。

今回は8件で、田2千683㎡、畑7千192㎡、合計9千875㎡です。次の57頁から64頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、56頁、1番から、4番までを郷原委員に、5番から、8番までを矢野委員に、報告をお願いします。

郷原 　議席番号14番の郷原です。去る11月11日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

56頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は57頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に資材置場、駐車場を整備する計画です。申請地は鹿屋中学校の北に位置し、10ha以上の農地の広がりが有る、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は58頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は鹿屋東中学校の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがなく、住宅等が連たんしている区域に近接するため第2種農地です。申請地は第2種農地の、許可基準である市街地近接農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は59頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地を山林として管理する計画です。申請地は輝北ダムの南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、ほかのいずれの要件にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地と判断されます。現地は既に山林化しており、また農地への復元も困難であることから農振除外後は非農地に認められると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は60頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎及びロール置場を整備する計画です。申請地は仏山研修館の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。

矢野 推進委員の矢野です。去る11月11日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

56頁をご覧ください。まず5番ですが、周辺図等は61頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は昭和54年頃から住宅敷地として使用しており、これを是正するものです。申請地は細山田中学校の南西に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は、建物の状況から20年以上経過していると判断され、農地への復元も困難であることから、農振除外後は非農地に認められると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は62頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は先ほどの5番に隣接しており、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は63頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農家住宅を建築する計画です。申請地は平和公園の南に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に8番ですが、周辺図等は64頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及び従業員駐車場・事業用車両駐車場を整備する計画です。申請地は申良商業高校の北西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地です。申

請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 　ただいま説明、報告がありました8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、65頁、議案第70号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第70号、65頁です。今回は2件です。

次の1番から2番までは、すべて記載のとおりです。以上です

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、65頁、1番、2番を本村委員に、報告をお願いします。

本村 　推進委員の本村です。去る11月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、65頁の1番ですが、申請地は、鹿屋工業高校の南西に位置し、平成12年頃からから住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は札元2丁目公民館の北西に位置し、平成7年5月6日から店舗敷地として利用しているとのことでした。周囲の建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲(しゅうい)の農地への影響(えいきょう)もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告があった2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、66頁、議案第71号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第71号、66頁から67頁です。今回新たに、譲渡希望が66頁、1番から3番。

次に、賃貸借希望が67頁、1番から6番ですので、お目通しください。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議



長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

66 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番の永野田町を畠井委員と西元委員に、1 番の西祓川町と上谷町、大浦町を西ノ原委員と谷口委員に、2 番を郷原委員と細川委員に、3 番を泊委員と松元委員にお願いします。

次に、67 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番を泊委員と松元委員に、3 番と 4 番を中塩屋委員と垣内委員に、5 番を村山委員と本村委員に、6 番を田中委員と中尾委員にお願いします。

次に、68 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、68 頁から 74 頁です。今回は 14 件で、これらは全て記載のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、68 頁から、74 頁までの 14 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、75 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」を報告いたします。対象の農地は、周囲の土地より低いため、排水対策として、30cm の盛土を行うものであり、工期が総会前の着手となっていたため、11 月 16 日に、寺下委員により現地調査を行い、専決処分したものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第 8 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局から何かありませんか。

次 長 農業委員会の忘年会についてですが、例年 12 月は忙しいということで、1 月の総会後に新年会を開催していますが、今のところ、新型コロナウイルスの感染者数は落ち着いているものの、会食等は引続き少人数での開催とされていることから、新年会も中止とさせていただきます。以上です。

局 長 それでは、12 月の調査委員を申し上げます。

12 月 14 日、火曜日、4 条・5 条の調査が、村山委員、楠園委員でございます。

12 月 14 日、火曜日、農振調査が、本田委員、立元委員でございます。

12 月 15 日、水曜日、4 条・5 条の調査が、上野委員、堀之内委員でございます。

12月15日、水曜日、3条調査が、新原委員、川崎委員でございます。

12月の総会は、12月23日、木曜日の9時からとなります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。  
他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第8回鹿屋市農業委員会  
総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )